

答 申 書
(答 申 第 249 号)
平成 29 年 9 月 4 日

1 審査会の結論

北海道警察本部が特定人の相談内容記録に関する公文書の存否を明らかにしない決定処分をしたことは妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨
省略

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の対象公文書は、「平成〇年〇月〇日〇〇〇店のアルバイト店員〇〇〇が〇〇〇警察署で本請求者に関して相談した内容の記録もしくは、その中で〇〇〇駅での事柄が生じた日時の情報」である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道警察本部（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に係る公文書が存在しているかどうかを答えるだけで、特定の年月日に特定の個人が警察に相談しているかどうかを答えることとなり、特定の個人の生命、身体又は名誉が侵害されると認められることを理由として、北海道情報公開条例（平成 10 年北海道条例第 28 号。以下「条例」という。）第 12 条に規定する存否を明らかにしない決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、本件処分に不服があり、審査を請求していることから、本件処分の妥当性について判断する。

(3) 条例第 12 条の該当性について

ア 条例第 12 条は、実施機関は、開示請求に係る公文書が存在しているかどうかを答えるだけで、特定の個人の生命、身体若しくは名誉が侵害されると認められる場合又は犯罪の予防、捜査等に支障が生ずると認められる場合に限り、当該公文書の存否を明らかにしないことができる旨定めている。

同条は、開示請求に対する応答の例外規定であることから、特定の個人に関する特定の事項についての開示請求又は個人や団体を特定した内偵捜査情報についての開示請求がなされたような場合に限り行うこととされ、単に非開示決定を行うことで個人の利益や犯罪の予防、捜査等の情報の保護法益が守られるような場合にまで適用することのないよう、厳格に運用されることが求められるものである。

イ そこで、本件開示請求の内容に照らし、本件公文書について存否を明らかにした場合に、特定の個人の生命、身体又は名誉が侵害されることになるのかを検討し、本件処分をすることの可否を判断することとする。

ウ 請求人は、特定人の相談内容は虚偽申告であることを警察官と共に確認しており、その事実を開示することによって、虚偽申告者の生命又は身体が侵害されることはないとしており、虚偽申告者を警察、検察若しくは司法機関に訴えることは請求人の正当な権利であると主張する。

エ 一方、実施機関は、本件開示請求は、特定の年月日に、特定の個人が警察に相談した内容、又は当該相談内容に関する事案の日時情報が記録された公文書の開示を求めるものであり、これらの文書が存在しているかどうかを答えることは、当該個人が、特定の年月日に警察に相談した事実の有無を答えることと同様の結果が生ずることとなると説明する。

また、本件開示請求に係る事実が存在するならば、特定の個人が警察に相談したという事実は、特定の個人のプライバシーに関する情報であり、相談者にとっては、名誉に関わる情報であることから、本件開示請求に係る公文書が存在しているかどうかを答えるだけで、特定の個人の名誉が侵害されると認められ

るものであると主張する。

オ 本件開示請求は、特定人の氏名を明らかにし、その相談内容について開示を求めていることから、本件開示請求に対し非開示決定処分又は不存在通知処分等を行うことで、特定人が警察署に請求人に関する相談を行ったかどうか明らかになると認められる。

警察に対する相談とは、ストーカー、配偶者からの暴力、児童虐待、悪徳商法、その他犯罪等からの被害防止に関する事など、個人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護に係る相談であり、「個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序を維持する」という警察目的を達成するため、個々の事案の解決又は解決を支援する活動であると言える。

そのため、警察に対する相談は、その特殊性から、個人の生命、身体に関わる内容のものが多く、警察に相談した事実の有無を答えるだけで、相談者等に危害が及ぶおそれがあると考えられ、特定の個人の生命、身体が侵害される可能性があるとして認められる。

それを踏まえると、本件の開示請求内容は、個人を特定し、かつ、相談日時、場所を特定してなされていることもあって、本件対象文書の存否を答えることにより明らかとなる情報は、特定の個人のプライバシーに関する情報であることは明らかである。

したがって、実施機関が本件開示請求に係る公文書が存在するかどうかを答えるだけで、特定の個人の生命、身体若しくは名誉が侵害されると認められると判断したことは、合理的な理由があると認められることから、本件処分は妥当であると判断する。

(4) 請求人のその他の主張について

請求人は、相談の日時情報は請求人が警察、検察若しくは司法機関に対する客観的な証拠を用意する目的で使用し、それを開示することで特定人の生命又は身体が侵害されることはないとして主張する。

また、請求人が客観的な証拠を収集することは、条例第 11 条に規定する公益に当たるため開示されるべきであると主張する。

しかしながら、情報公開制度は何人に対しても請求の目的を問わず開示請求を認めており、開示決定の判断に当たっては、開示請求者の立場、請求の目的、請求に至る背景事情などは何ら考慮されない制度であり、請求人が知り得ている情報を基にした開示請求である場合も含め、開示請求者が誰であるかは考慮されないものであることから、請求人の主張は認められない。

また、条例第 11 条は開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合であっても、当該情報を開示することが人の生命、身体、健康又は生活の保護のため公益上必要があると認められるときは、当該公文書の開示をするものと定めているが、これは現に発生しているか、又は将来発生するおそれがある危害等から人の生命、身体、健康又は生活の保護のために公益上必要である時は開示するという規定であるため、請求人の主張する事情が公益上の理由で開示する必要があるとは認められない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成29年4月13日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 諮問書の受理（諮問番号 554） ○ 実施機関から関係書類（(1)諮問文、(2)審査請求書の写し、(3)公文書開示請求書の写し、(4)公文書の存否を明らかにしない決定通知書の写し、(5)審査請求の概要、(6)弁明書の写し、(7)反論書の写し）
平成29年4月17日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本件諮問事案の審議を第一部会に付託
平成29年6月28日 （第一部会）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求人の意見陳述 ○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成29年7月26日 （第一部会）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 答申案骨子審議
平成29年8月22日 （第91回審査会）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 答申案審議
平成29年9月4日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 答申